



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.09 No. 536

2010年10月20日 (水)

CBD COP 10 ハイライト

2010年10月19日 火曜日

午前の全体会合では、地域別のステートメント発表が行われた。第1作業部会 (WG-1) では、海洋・沿岸域の生物多様性および保護地域に関する決定書草案、第2作業部会 (WG-2) では、条約の運用、資金メカニズム、資金動員のための戦略に関する決定書案の検討が行われた。ABS交渉では、その他の条約との関連や緊急事態、伝統的知識および遵守が焦点となった。

全体会合

イエメンは、G-77/中国の立場から、CBDの3つの目的を相互支援的な方法で実施すること；ABS議定書交渉の終結、戦略計画の改訂、資金動員戦略；世界各国のCBD加盟の獲得；CBD会議に途上国が参加するための資金源の最大化；UNEPとCBD事務局との事務的調整面の問題点への即時対応、等を求めた。

ブラジルは、メガ多様性同志国家 (LMMC)、アジア太平洋同志国家 (LMAP) およびGRULACの立場から、リオ+20サミットに向けて、ABSや戦略計画、資金動員戦略を盛り込んだパッケージ合意を求め、ABS議定書には派生条項や強力な遵守条項およびILCの権利の認識などを盛り込むよう提案した。マラウイも、アフリカン・グループの立場から、ABS、戦略計画、資金動員戦略を優先させることと、生物多様性の持続可能な利用を支援するための総合的で予測可能なABS体制を求めた。マレーシアは、派生条項や実効性ある遵守対策、伝統的知識 (TK) を分野横断的問題として含める必要があると強調しつつ、LMAPの立場から、ABSを「中身の無い議定書」としないよう釘を刺した。メキシコは、GRULACの立場から、道義にかなった国際協力枠組みを構築するべくCOP10での「個別パッケージ」採択を指摘した。

ウクライナは、CEEの立場から、ABS議定書の妥結と、実施のための十分な資金源と連動した戦略計画における明確で現実的な目標設定を強調した。EUは、戦略計画実施のための官民資金の効率的な資金活用の確保、有意義なABS議定書の採択；リオ+20地球サミットに向けた生物多様性と持続可能な開発に関する強いメッセージの発信；リオ条約間の協力強化；生物多様性の他セクターへの統合と民間セクターの参加、等が必要であると主張した。

インドは、戦略計画、資金動員戦略、ABS議定書およびIPBESを重点項目とし、IPBES事務局を国内に設置することを申し出た。また、途上国に十分な支援がない状況で、具体的な戦略計画の目標はあまりに野心的



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

であるとし、完全には科学に準拠しておらず、適切なモニタリングシステムも伴っていないと述べた。バヌアツは、太平洋諸島の立場から、戦略計画の実施のために十分な資金源と時間が必要と強調した。

IIFBは、交渉では先住民の貢献が正当に配慮されていないとし、すべてのCOP決議が、先住民の権利；先住民女性の役割；伝統的知識；CBD意思決定プロセスへの先住民の十分かつ効果的な参加、等を認識し、尊重するよう要請した。

第1作業部会 (WG-1)

海洋および沿岸域の生物多様性：インドネシアとフィジーは、サンゴ礁保護のための資金供給の重要性を強調する新たなテキストを提案した。ニュージーランドは、作業計画と戦略計画、PA作業計画を連携させるよう提案した。ザ・ネイチャー・コンサーバンシーは、作業計画、戦略計画およびミレニアム開発目標 (MDG) 間の関係強化を求めた。パキスタンは、原油流出による脅威について言及した。

IIFBは、伝統的知識および伝統的で持続可能な管理慣行；政策決定や実施およびモニタリングのあらゆるレベルにおけるILCの十分かつ効果的な参加；海洋の生物多様性と先住民の生活に及ぼす気候変動の影響に関する調査研究、等を求めた。国際漁民支援団体 (ICSF) は、海洋の生物多様性保護におけるコミュニティの関与と先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP) の尊重をマニフェストとするよう求めた。UNUは、海洋の生物多様性保護に伝統的知識を盛り込むよう求めた。

気候変動：マレーシア、コンゴ民主共和国 (アフリカン・グループの立場)、東ティモールは、気候変動の海洋域への影響に関する専門家ワークショップの開催を支持した。タイ、エジプト、カナダ、インド、ホンジュラスは、共通の関心事項の理解を促進するため、CBD-UNFCCC共同の専門家ワークショップに賛成した。タンザニア、コスタリカ、ベネズエラ、ウルグアイ、グアテマラ、ハイチ、パキスタン、ジャマイカは、今後は、UNFCCCと連携して海洋と気候変動の相互作用をCBDに盛り込むよう要請するのが良いとの意見を出し、これについて、エルサルバドルは、緩和の代替策と適応オプションを含めるよう提案した。パプアニューギニアは、専門家ワークショップがCBD-UNFCCCの連携につながると述べた。

生態学的または生物学的に重要な地域 (EBSA)：カナダ、インド、ホンジュラス、グアテマラ、ウクライナ (グルジアおよびロシアの意見も代弁) は、国家管轄区域を超えたEBSA 特定作業の円滑化のため、国連総会の重要な役割を強調する案を支持した。アフリカン・グループ、ハイチ、ベネズエラは、CBDのEBSA特定と政策・管理対策の決定を切り離すことを強調する案を支持した。タイ、フィジー、エジプトは、2つのオプションの共用を示唆した。

アフリカン・グループは、地域漁業管理機関 (RFMO) に対し、外洋および深海の生息域におけるEBSA特定に



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

科学的基準を導入するよう求めた。IUCNは、締約国に対して EBSAに関するCBDの基準に立脚するよう要請した。

ジャマイカはCBDの国家管轄区域を超えたEBSAグローバル・インベントリの構築に関するパラグラフの削除を提案したが、バードライフ・インターナショナル、海洋生物のセンサス (CoML) およびWWFは、同インベントリの構築を支持した。FAOは、EBSA指定に関するCBD作業における、より多くの参加プロセスを求めた。

海洋保護区 (MPA): アフリカン・グループは、国連総会 (UNGA) という枠組みの中で、国家管轄区域を超えたMPA指定に向けたプロセスについて言及することを支持したが、ベネズエラはこれを削除するよう提案した。深海保全連合 (DSCC) は、産卵域の保護; CBD および RFMO間の強固な協力; 国家管轄区域を超えた区域におけるMPA設置を可能にするプロセスを最優先で構築するよう国連総会に要請することなどを勧告した。

Hufler議長は、RFMO周辺の括弧書き削除; 気候変動に関する決定の素案に関する議論が完了するまでUNFCCC と連携してテキストを「保留」し、残りの決議についてはRenée Sauvé (カナダ)を議長とするコンタクトグループを設置する等の提案を行い、出席者の承認を得た。

保護地域: Hufler議長は、気候変動、GEF、MPA、リオ諸条約間の協力に関する諸問題については他の議題項目で検討予定のため意見を控えることを提案し、参加者の同意を得た。

エジプトは、アラブ諸国の立場から、IPBESの作業に保護地域を含めるよう提案した。スイスは、保護地域や生物多様性、気候変動、および土地劣化に関するリオ諸条約間の合同プログラムを支持した。ブラジルは、インドの支持を得て、生態系ネットワーク (ecological network) および生態系コリドー (biological corridor) の定義を脚注に含めるよう提案した。ボツワナは、関係性を向上するため、「越境保護地域 (transfrontier PA)」を提示した。オーストラリアは、保護地域に関する様々なカテゴリーの差異を認めるような柔軟性を求めた。

持続可能な資金: ブラジルは、「援助国」という用語よりも、「先進国締約国」とすることを提案した。ベラルーシは、保護地域制定費用の推計手法に関するガイドライン整備を求めた。ノルウェーは、持続可能な資金供給に関するテキストと他の決議文と照合するよう提案した。

フィリピンは、途上国への十分かつ予測可能でタイムリーな財政支援の提供に関する条文についての括弧書きの削除を提案し、中国、アルゼンチン、インド、ホンジュラス、インドネシア、セントルシアもこれを支持した。ウルグアイは、保護地域に関する気候資金メカニズムに留意するため、UNFCCCを想起するテキストを提案した。EUは、GEF第5次資金補充に基づく資金へのアクセスをベースとしたNBSAP (生物多様性国家戦略) の役割、および戦略計画に基づく報告と保護地域の報告を一本化する必要性について強調した。ネパー



ルは、保護地域の増加には資金供与の増額を要すると指摘した。

ガバナンス: フィジーは、太平洋諸島の立場から、先住民コミュニティによる保護地域の管理の重要性を想起した。EUは、国内法と国際的な義務を整合する形でのILCの十分かつ効果的な参加を支持した。IIFBは、保護地域の管理および統治について先住民の完全な参加を求めた。

インドネシアは、保護地域外の生態系の管理、先住民族およびコミュニティの保全区域、生態系回復および持続可能な慣習的利用についての注意を喚起した。FAOは、保護地域内およびその周辺での生物多様性の損失を最小限に抑えるための基準とベストプラクティスを求めた。ザ・ネイチャー・コンサーバンシー、WWF、バードライフ・インターナショナル、および CBDアライアンスは、適切な区域保護； 管理の改善； 気候変動の緩和・適応戦略への保護地域の統合； 伝統的および革新的メカニズムからの資金供与の増加を強調した。

第2作業部会 (WG-2)

条約の運用: 複数年度作業計画： EUは、国家および地域レベルでCBDと戦略計画の実施に焦点をあてるよう要請した。ノルウェーおよびアフリカン・グループは、ABSをCOP 11の主要アジェンダとするよう提案したが、フィリピンは、ABS 議定書がいったん採択されれば独自の運用体制となると指摘した。さらに、EUはWGRI 4までにリオ+20サミットに向けた強いメッセージを準備することを提案した。

会合頻度については、メキシコ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジルは、COPを3年ごとに開催することを提案した。グレナダ、セントルシア、タイは、COP及びCOP/MOPを年2回開催し、会合間に2回のSBSTTA会合を開催することを提案した。カナダ、日本、マレーシア、およびEUは、この問題をCOP 11で再検討することを提案したが、ブラジルとアフリカン・グループはCOP12での再検討を主張した。パプアニューギニアは、太平洋諸島の立場から、島嶼部の生物多様性の作業計画の重要性を強調し、COP 11に先だってアドホック専門家会合において再検討を促進するよう求めた。

第5次国別報告書: キューバ およびアフリカン・グループは、GEFに対して、報告書作成用の資金供与に向けた明確なマンデートを付与するよう提案した。EUは、2014年までに国別報告書を提出する案を支持し、トレンド評価を可能にするため第5次と第6次報告書の様式を揃えることを支持した。ニュージーランド、オーストラリア、サモアは、報告に際して統一された総合的アプローチを求めた。

科学と政策のインターフェース: IPBESの設立案は多くの参加者の支持を受けた。カナダ は、IPBES、SBSTTAと、CBD のその他機関の相乗効果と相互交流の可能性を指摘した。ブラジルは、資金供給やガバナンス等の主要問題はUNEP運営評議会で決定されるべきだと述べた。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

SBSTTAの有効性: アフリカン・グループおよびニュージーランドは、SBSTTA 及び IPBESの関係についての手続き素案をCOP 11に提出するよう事務局長に要請する案を支持した。中国は、UNEP運営評議会の成果を待ってIPBESとの関連性について議論するよう求めた。カナダは、自主的な報告書のための資金動員に関する記載はSBSTTAのマネートを超えていると指摘した。ノルウェーは、追加的な報告制度を設置することに反対した。コロンビアは、SBSTTAは資金の最適配分に関する指針を与えるべきだと主張した。中国およびインドは、提案されているアドホック専門家会合案の詳細を求めた。ノルウェーが、科学的助言に関するリオ条約の諸機関との合同会合を支持する一方で、インドはマネートの多様化による懸念を表明した。

新たな問題: フィリピンは、予防的アプローチの適用を求めて、合成生物学とジオ・エンジニアリングを（新たな問題として）提示した。

COP 決議の失効: インドは、決議の採択から失効検討までの期間を最低8年とするよう提案した。

資金メカニズム: GEFの代表からGEF報告書 (UNEP/CBD/COP/10/6)の紹介があった。スイス、ニュージーランド、日本は、第5次資金補給の下で資金援助が増額したことを指摘した。EUは、戦略計画の改訂はGEFに対する将来の指針と成るべきであると述べた。カナダは、GEFには一貫した計画の優先順位が連絡されるべきであると主張した。メキシコおよび南アフリカは、NBSAP実施のための十分な追加支援を求めた。UNCCDは、リオ条約の目標達成を相互に支援するため、CBD と GEF の連携強化を求めた。IIFBは、資金メカニズムの下で先住民に関する政策の構築を求めた。

資金動員戦略: ブラジルおよびフィリピンは、資金源の不十分さと予測性の欠如がCBDの効果的な実施を継続的に阻んでいるとし、先進国は新たな資金提供の義務を履行しなければならないと述べた。ケニアは、それに関するモニタリングメカニズムを求めた。ブラジルは、量的目標と指数を戦略に盛り込むことを支持した。EUは、戦略計画の野心、資金的資源を含めた十分なキャパシティ、コミットメントとの間のバランスを確保しなければならないと述べた。マラウイは、資金動員にはABS 実施に関する重点分野を含めるべきだと述べた。

革新的な資金メカニズムについて、アフリカン・グループ、EU 中国が、そうしたメカニズムは、資金メカニズムを補完するものであって、代替させるものではないと強調した。ボリビアは、資金的資源は先進国の公的資金に求めるべきだと述べ、途上国に対する「環境負債」への注意を喚起した。アフリカン・グループ、マレーシアは、グリーン開発メカニズムの言及に反対し、日本は特定のイニシアティブに対する記載すべてに反対した。ノルウェーは、生態系と生物多様性の経済学 (TEEB) の研究に係わるアプローチの活用を含めて、公的資金と民間資金にアクセスするための国家資金動員戦略の策定を求めた。日本は、改訂戦略計



画の実施には革新的な資金メカニズムから引き出すことも可能な追加的資金供給が必要であると指摘した。IIFBは、提案されている革新的な資金メカニズムの案は先住民の土地と資源に負の影響を与えかねないとし、自決権の認識と自由なインフォームド・コンセント (PIC) を求めた。エコネクサスは、革新的な資金メカニズムの促進は、生物多様性保全のための公的資金確保と歪んだ補助金制度の根絶という現実の優先事項から目を転じさせるものであると述べ、グリーン開発メカニズム及びこれに類似したメカニズムがILCの権利と競合する新たなアクセスと所有権を促すのだと警告した。

資金問題について、Luna共同議長はM. F. Farooqui (インド) と Robert Lamb (スイス) にさらなる協議のための進行役を委任した。

ABSに関する非公式諮問グループ

他条約との関係 (3条BIS): 非公式協議では、議定書は、それを実行することが生物多様性に深刻な脅威をもたらすものでない場合を除き、その他の条約の下での締約国の権利に何ら影響を与えるものではないと記載することで合意が得られた。また、この文言が議定書とその他の条約との間に階層をつくるものではないと記載することが合意された。相互支援的な実施という文言については、Hodges共同議長が、他条約に基づく現行の作業と慣行についての記載を削除することを提案した。アフリカン・グループ、GRULAC、およびLMAPはこれに合意したが、EU、カナダオーストラリアが反対した。小グループでは、他の関連条約の下で現行の作業と慣行の価値を認識する必要があるとの点で参加者の合意が得られたが、これらの記載方法については合意に至らなかった。緊急事態に関する懸案事項を解決した後で、小グループの議論を再開することとなった。

緊急事態 (6条(b)): Paulino Franco de Carvalho Neto (ブラジル) およびFrançois Pythoud (スイス) 共同議長の提案が小グループで検討された。これは、締約国が、特に途上国において必要とされる手頃な処置へのアクセスという手段を含め、公正かつ衡平な利益配分があるならば、健康上の緊急性を十分に注意し、アクセスに関する迅速かつ簡略な手続きの必要性を考慮に入れると記載するというものである。各国から数多くの提案があがったため、大量の括弧付きのテキストとなったが、この条文が以下について記載するという合意が得られた。すなわち、人間および動植物の健康に関する緊急事態および/または関連国際条約の言及；簡略または迅速なアクセス手続き；および利益配分についてである。

伝統的知識 (9条): 非公式協議の後、締約国は、遺伝資源に関連する伝統的知識について、国内法に従い規定どおりILCの慣習法やコミュニティの慣習や手順を考慮に入れると記載することで合意した。

パブリックドメインにおける伝統的知識については、利益配分措置を講じるためにそうした伝統的知識を



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

利用することを締約国が「奨励」するのか、あるいは「必要」とするのかという点について合意することができなかった。インドネシアと中国は、「必要」と主張したが、カナダがこれに反対した。両者とも、自らの文言が受け入れられない場合は削除する方が良いとした。

遵守 (13条): 条項の柱書きについて、Shikongoおよび Lago共同議長の案文について小グループで予備的な議論を行った。草案は、締約国は、遵守を支援するために遺伝資源の利用を監視するための措置を適宜、講じると記されている。いくつかの代替案が提案されたが、議論で焦点となったのは、遵守について一般的に言及するか、途上国が支持しているPICやMATとともに遵守について言及するかという問題や、先進国が提案しているとおり透明性向上のための記載を追加するかどうか、その場合テキストのどこに挿入するかという問題、遺伝資源の利用について締約国が監視の上、「報告」すべきかどうかという問題である。

チェックポイントに関しては、特に論点となったのは以下の通り。テキストは総論を記しておくか、詳細な各論を盛り込むべきか；国内法の遵守に関する第12条の下で定められた義務の履行のためには、どのような情報を関連国の監督機関に伝達すべきか；情報収集の負担は資源国か利用国のどちらに課されるべきか；必要な情報についてCOP/MOPが決定する可能性はあるのか、という問題である。草案作成の過程で挙げられた参加者の懸念事項すべてが文言または括弧の挿入という形で記録された。共同議長が非公開グループを設置し、夜まで審議が続けられた。

コンタクトグループ

戦略計画: Asghar Fazel (イラン) と Finn Katerås (ノルウェー) が共同議長を務める戦略計画に関するコンタクトグループで、2020年目標のための表現に関する議論が開始され、括弧書きの条項を含む、その他の目標の検討へと議論が移った。

予算: 予算グループでは、成長シナリオの提案や、実質または名目の事業予算を維持するかという3つの予算シナリオが検討された。また、ABSに関連した資金的な意味合いについても検討が行われ、事務局にはそれに沿った形で提案内容を調整するよう求められた。木曜日に討議がつづけられる。

廊下にて

月曜日には夕方の豪華なレセプション、火曜日にはプログラムに沿って地域からのステートメント発表が行われたが、COP10 参加者は速やかに作業モードに入り、両作業部会で議題に対応しつつ、最初のコンタクトグループの会合も開催された。これまで行われた作業の有効性については評価が分かれた。多くの議題項目に関する最初の読み合わせ作業はすぐに終了したが、多くの課題で最終合意を出せるかは、主に資金や気候変動関連など他の項目での合意にかかっているという状況では過大評価すべき内容ではないという意見



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

もあった。また、COP10が、「作業モード」というより「プロセス増加モード」に突入してしまったのではないかと心配する声もきかれた。しかし、できるだけ多くの課題をできるだけ短時間に処理していくという傾向がみられたことについては歓迎していた。

名古屋の会議場から遠く離れた「パラレル宇宙」のようなABS会合については、個別問題に関する小グループ会合が、一体いくつ開催されているのか、参加者もすでに数え切れないようになっていた。各会場を歩き来していた出席者の多くは、慎重ながらも楽観的な表情であった。「過去の交渉に比べると、今回は光の速度で進行している。しかし、我々を待ち受ける任務を考えると、まだまだ遅すぎる」という指摘がある一方、一部の国々が新しい指令を携えて来たため、合意のため新たに用意された枠がどんどん失われて、「遅かれ早かれ壁に当たるだろうが、そのとき、次の課題は、来週、自国の大臣たちが取り組む政治問題をはっきりさせることだろう」と他のものは語った。

その間、外の世界では、マスコミが、先進国と途上国の双方の閣僚の懐疑的な見解を報じており、すべての閣僚が名古屋で合意する用意があるのかという憶測を招いた。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.